

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | 労働安全衛生法 「快適職場形成」 過重労働（労働時間）に関する事項

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

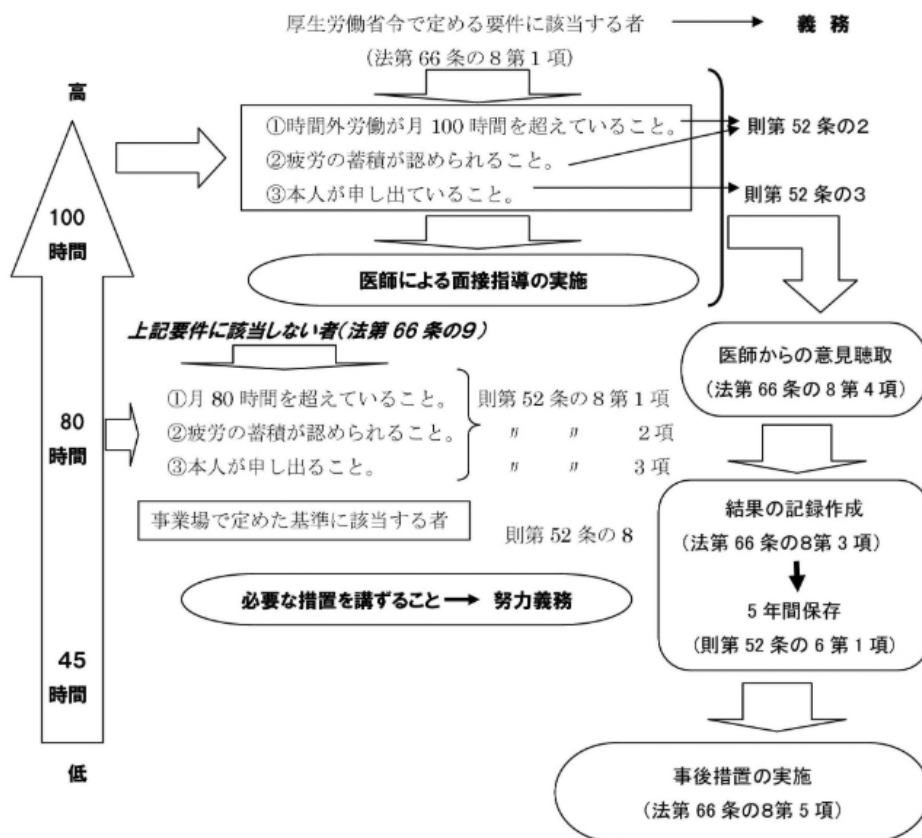
教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働安全衛生法 「快適職場形成」 過重労働（労働時間）に関する事項

労働時間は、過重労働による「過労死」「脳・心臓疾患」やメンタルヘルス（精神疾患）に密接に関係するものとして、労災認定の大きな柱の一つとなっています。したがって、長時間労働に対する「作業管理」は非常に重要です。

過重労働による健康障害・メンタルヘルス対策（医師による「面接指導等」のながれ）



注) 法改正の都度、労使協議による合意があれば実施できる規定が増加しています。労働組合の基本的な考え方が問われる時代です。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔗 [サイトマップ](#) 🔗 [このサイトについて](#) 🔗 [個人情報保護の取組みについて](#)

🔗 [ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.